

貸渡約款 当社のバイクは下記の貸渡約款に基づいてお貸渡いたします

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

- レンタルバイクの貸渡人(以下「当社」とい)は、この約款(以下約款という)及び細則の定めるところにより、自動二輪車、軽二輪車、原動機付自転車、自転車、電動バイク(以下「レンタルバイク」とい)を借受人に貸渡するものとし、借受人はこれを借受けるものとし、ま、この約款に定めのない事項については法令又は一般の慣習によるものとする。
- 当社にはこの約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応じることがあります。特約した場合には、その特約が約款及び細則に優先するものとする。

第2章 予約

第2条 (予約の申込み)

借受人はレンタルバイクを借りたいにあつて、当社所定の料金表等に同意のうえ、当社所定の方法によりあらかじめ車両グレード、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、ヘルメット等付属品の要否その他の借受条件(以下「借受条件」といいます)を明示して予約の申込みを行うことができます。

当社は、借受人からの予約申し込みがあつたときは、原則として、当社の保有するレンタルバイクの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、当社所定の予約申込金を支払うものとします。

第3条 (予約の変更)

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、当社に承諾を受けなければならないものとします。

第4条 (予約の取消)

- 借受人及び当社は第2条第1項の借受日時またはレンタルバイクの貸渡契約を締結するものとします。
- 借受人及び当社は当社所定の方法により、予約を取り消すことができる。なお、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してレンタルバイク貸渡契約(以下「貸渡契約」とい)が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとする。
- 借受人の都合により予約が取消された時、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約手数料の支払いがなかったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。
- 当分の都合により、予約が取消されたとき、又は当分の都合により貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより返納金を支払うものとする。
- 借受人及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約がされなかったことについて、本条及び次条に定める場合を除き、相互に何ら請求しないものとする。

第5条 (代替レンタルバイク)

- 当社は借受人から予約のあった車両グレード、付属品、オプション用品の仕様等の条件(以下「条件」とい)に該当するレンタルバイクの貸渡ができないときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとします。
- 当社は、前項の場合で、予約があつた条件以外のレンタルバイクを貸渡することが可能となる時は、前項第2項及び第5項にかかわらず、借受人に予約となる条件のレンタルバイク(以下、「代替レンタルバイク」とい)の貸渡を申し込むことができるものとする。
- 借受人が前項の申し入れを承諾したときは、当社は予約時の車両グレードを除き予約時と同じ借受条件で、代替レンタルバイクを貸渡するものとする。この場合、借受人は代替レンタルバイクの貸渡料金と予約された条件のレンタルバイク貸渡料金のうち、いずれか低い方の料金を支払うものとする。
- 借受人は、第1項の代替レンタルバイクの貸渡しの申込みを拒絶し、予約を取り消すことができるものとする。
- 第4項の場合において、第1項の貸渡をしなくなる理由は、借受人の責に帰さない事由によるときは第5条4項の予約の取消しとして取り扱ひ、当社は受領済の予約申込金を返金するものとする。

第6条 (免責)

当社及び借受人は予約が取消され、または貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求もしないものとする。

第7条 (予約業務の代行)

借受人は、当社に代わって予約業務を取扱う旅行代理店・提携会社等(以下「代行業者」とい)において予約の申込みをすることができ、

2. 前項の申込みを行ったときは、借受人は予約の変更又は取消をその申し込みを行った代行業者に対してするものとする。

第3章 貸渡

第6条 (貸渡契約の締結)

1.借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタルバイクがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合は除きます。

- 貸渡契約が締結した場合、借受人は当社に第 11 条第 1 項に定める貸渡料金を支払うものとします。
- 当社は貸渡契約旨の基本通達(注1)に基づき、貸渡簿(貸渡原簿)及び第 14 条第 1 項に規定する貸渡契約書に運転者の氏名住所、運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付する義務があるため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者(以下「運転者」といふ)及びその写しを提出するものとします。この場合、借受人は自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。
- (注1)監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタルカーに関する基本通達」(自旅代138号平成7年6月13日)の10.0及び(11)のことといたします。
- (注2)運転免許証とは、道路交通法第 92 条に規定される運転免許証のうち、道路交通法施行規則第 19 条別記様式第 14 の書式の運転免許証をいふものとします。また、道路交通法第 107 条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証の写しを本人確認ができる書類の提示を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。

4. 借受人は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求めます。また、当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払を求め、又はその支払い方法を指定することができます。

- 借受人は、契約後の借受期間の延長はできません。
- 借受人は、契約後の借受期間の延長はできません。
- 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。
 - 貸し渡すレンタルバイクの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
 - 酒気帯びていると認められるとき。
 - 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等呈しているとして認められるとき。
 - 暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であるとき。
- 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。
 - 予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者と異なるとき。
 - 過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞りした事実があるとき。
 - 過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があつたとき。
 - 過去の貸渡し(他のレンタルバイク事業者による貸渡しを含みます)において、第18条第6項又は第23条第1項に掲げる行為があつたとき。
 - 別に明示する条件を満たしていないとき。
 - その他、当社が適切でないとき認めるとき。

3.前項の場合において借受人の間に限り予約が成立していたときは、予約の取消しがあつたものとして取り扱ひ、借受人から予約取消手数料の支払があつたときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。

- 運転者が同乗者に乗せる場合は、二輪免許取得後1年以上の期間、また、高速道路を走行の場合は3年以上の期間が必要となり、それぞれの期間に満たない運転者の場合は貸渡契約できません。

第10条 (貸渡契約の成立等)

貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタルバイクを引き渡したときに成立するものとします。この場合受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時と、同項に明示された借受場所で行われるものとします。

第11条 (貸渡料金)

貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいふものとし、当社はそれぞれ別の額又は計算根拠を料金表に明示します(基本料金、乗掛手数料、免補償制度加入料、オプション料金、燃料代、配車取料、その他の料金)。基本料金はレンタルバイクの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長(兵庫県)または神戸運輸監理部兵庫車庫課長、沖崎県においては沖崎総合事務局高屋連事務所長、以下、第14条第1項において同じとします)に届け出て実施している料金によるものとします。第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時適用した料金と貸渡した料金をと比較して低い貸渡料金によるものとします。

第12条 (借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条 (点検整備及び確認)

- 当社は、道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検を、必要な整備を実施しレンタルバイクを貸し渡すものとします。当社は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。
- 借受人又は運転者は、運行前車体の機関、保機類、外観及び付属品等の点検を実施しレンタルバイクに整備不良がないこと、その他レンタルバイクが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

第14条 (貸渡時の交付、携帯等)

当社は、レンタルバイクを引き渡したときは、地方運輸局支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡受入又は運転者に交付するものとします。借受人又は運転者は、レンタルバイクの使用、前項により交付を受け貸渡証を携帯しなければならないものとし、借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第4章 使用

第15条 (管理責任)

借受人又は運転者は、レンタルバイクの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。)、善良な管理者の注意義務をもってレンタルバイクを使用し、保管するものとします。

第16条 (日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中レンタルバイクについて、毎日使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な運行前点検を実施しなければならないものとします。

第17条 (禁止行為)

- 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
 - 当社の承諾及び道路運送法に基づき許可等を受諾することなくレンタルバイクを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - レンタルバイクを前項の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
 - レンタルバイクを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
 - レンタルバイクの自動車登録番号標又は車庫番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタルバイクを改造若しくは改裝する等その原状を変更すること。
 - 当社の承諾を受けることなく、レンタルバイクに定めた安全装置(例えば競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。)
 - 法令又は公安府良識に違反してレンタルバイクを使用すること。
 - 当社の承諾を受ることなくレンタルバイクについて損害保険に加入すること。
 - レンタルバイクを日本国外に持ち出すこと。
 - その他、第2条に該当する場合で、罰法に違反する行為があつた場合は、当社は法的手続きを開始することができます。
- 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
 - 当社の承諾及び道路運送法に基づき許可等を受諾することなくレンタルバイクを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - レンタルバイクを前項の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
 - レンタルバイクを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
 - レンタルバイクの自動車登録番号標又は車庫番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタルバイクを改造若しくは改裝する等その原状を変更すること。
 - 当社の承諾を受けることなく、レンタルバイクに定めた安全装置(例えば競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。)
 - 法令又は公安府良識に違反してレンタルバイクを使用すること。
 - 当社の承諾を受ることなくレンタルバイクについて損害保険に加入すること。
 - レンタルバイクを日本国外に持ち出すこと。
 - その他、第2条に該当する場合で、罰法に違反する行為があつた場合は、当社は法的手続きを開始することができます。

第18条 (違法駐車の場合の措置)

1.借受人又は運転者は、使用中レンタルバイクに関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出現して、直ちに自らの違法駐車に係る反則金を等納し、及び違法駐車を伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとする。

2.当社は、警察がレンタルバイクの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタルバイクを移動させ、若しくは取り戻すこととし、レンタルバイクの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取戻し、警察署に出現して違反処理するものとし、指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従ふものとする。また、当社は、レンタルバイクを警察署へ引取られる場合があります。

- 当社は、前項の指示を拒絶した場合は、違反処理の状況を交通反則告知書と納付書・領収証等により確認するものとし、指示を拒否しない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し放置駐車違反した事実及び警察署等に出現し、違反若しくは法令上の措置に従つことと自認する旨の当社所定書(以下「自認書」といふ)を提出するものとします。借受人又は運転者はこれに従ふものとする。
- 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等第1条の4借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行われ、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の4第6項に定める弁済書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的処置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとする。

5.当車が道路交通法第 51 条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者に対し、運転者の捜索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合は、当社は借受人又は運転者に対し、次に掲げる金額(以下「駐車違反関係費用」といふ)を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当社の指定する期までに「駐車違反関係費用を支払うものとする。」

- 放置違反金相当額
- 当社が別に定める「駐車違反過剰金
- 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用
- 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたときは、又は借受人若しくは運転者が当社の指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人若しくは運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を情報管理システムに登録する等の措置をとるものとします。

6.前項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金を納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第2項に基き「違反処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基き「自認書」を署名する等すべての旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める「駐車違反金」及び「駐車違反金」にあつたものとして、当該借受人又は運転者から、当社が別に定める額の駐車違反過剰金を申し渡ることができるものとします。

- 第8項の規定にかかわらず、当社が借受人又は運転者から駐車違反過剰金及び第5項第3号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第8項に規定する情報管理システムへの登録は行なひ、また、既に情報管理システムに登録したデータを削除するものとします。
- 借受人又は運転者が、第7項に基き当社が請求した金額を当社に支払つた場合において、借受人又は運転者が、後測当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車関係費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人又は運転者に返還するものとします。
- 前項の規定により、情報管理システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額償還に支払われたときは、当社は情報管理システムに登録したデータを削除するものとします。

第5章 返還

第19条 (返還責任)

- 借受人又は運転者は、レンタルバイクを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
- 借受人又は運転者は、貸渡契約時に乗掛てオプション付けの場合、貸渡契約時の指定乗掛地点及び指定時刻に返還するものとします。
- 借受人又は運転者は、借渡契約が前項の規定に違反したときは、当社に生ずる一切の損害を賠償するものとします。
- 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間中にレンタルバイクを返還することができない場合には、当社に生ずる損害について責任を負わないものとする。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

第20条 (返還時の確認等)

1.借受人又は運転者は、当社または、乗捨て拠点業者と立会いのもとにレンタルバイクを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

2.借受人又は運転者は、レンタルバイクの返還にあつて、レンタルバイク内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社または、乗捨て拠点業者は、レンタルバイクの返還後においても、遺留品について保管の責を負わないものとします。

第21条 (借受期間変更時の貸渡料金)

- 借受人又は運転者は、第 12 条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
- 無断で借受期間を延長された場合は正規の料金の2倍の金額をお支払いいただきます。

第22条 (返還場所等)

1.借受人又は運転者は、第 12 条第1項より所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる返還のための費用を負担するものとします。

2.借受人又は運転者は、第 12 条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外場所でレンタルバイクを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料=返還場所の変更によって必要となる返還のための費用

第23条 (不返還などした場合の措置)

1.当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所レンタルバイクを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められるときは、刑事告訴を行う等の法的処置をとることがあります。

が得られます。

2.当社は、前項に該当することとなったときは、レンタルバイクの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への愚息取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとします。

第6章 故障、事故、盗難等の措置

第24条 (故障発見時の措置)

借受人又は運転者は、使用中レンタルバイクの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従ふものとする。

第25条 (故障発生時の措置)

- 借受人又は運転者は、使用中レンタルバイクに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
 - 直ちに事故の状況を当社に報告し、当社の指示に従ふこと。
 - 前号の指示に基づきレンタルバイクの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
 - 事故に際し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅延なく提出すること。
 - 事故に際し相手方と示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないこととする。
- 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自ら責任において事故を処理し、及び解決するものとします。
- 当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第26条 (盗難発生時の措置)

- 借受人又は運転者は、使用中レンタルバイクの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
 - 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - 直ちに被害状況を当社に報告し、当社の指示に従ふこと。
 - 盗難、その他の被害に際し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅延なく提出すること。
 - 車両盗難の場合は、車両の時価の査定額を請求させていただきます。

第27条 (使用不能による貸渡契約の終了)

- レンタルバイク使用中に故障、事故、盗難その他の理由(以下「故障等」といいます)によりレンタルバイクが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
- 借受人又は運転者は、前項の場合、レンタルバイクの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。
- 故障等が貸渡し前に存在した瑕疵による場合は、新たな貸渡契約を行い、借受人は当社から代替レンタルバイクの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタルバイクの提供を受けるについては、第5条第2項を準用するものとします。
- 借受人が前項の代替レンタルバイクの提供を受けないときは、当社は受領済みの貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタルバイクを提供できないとも認められます。
- 故障等が受入、運転者及び当社のいずれの責にも帰すべき事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 借受人又は運転者は、借受人又は運転者及び当社のいずれの責にも帰すべき事由により生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

第27章 賠償及び補償

第28条 (賠償及び営業補償)

- 借受人又は運転者は、借受人又は運転者が借り受けレンタルバイクの使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、専ら当社の責に帰する事由による場合を除きます。
- 前項の当社の損害のうち、盗難、盗難、借受人又は運転者の責に帰すべき事由による故障、レンタルバイクの巧転・奥突等により当社がそのレンタルバイクを利用できなかったことによる損害については「客名表」に記載された金額を賠償し、借受人又は運転者はこれを支払うものとします。

第29条 (保険及び補償)

- 借受人又は運転者が第 28 条第1項の賠償責任を負うときは、当社がレンタルバイクについて締結した損害保険契約及び、当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。
 - 対人補償無制限(自動車損害賠償責任保険を含む)
 - 対物補償1事故限度額1000万円(免責金額0万円)
 - 搭乗者傷害補償1事故限度額500万円
- 保険約款又は補償制度の免責事由により該当する場合には、第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 貸渡約款又は補償制度に反した場合には、第 1 項に定める保険金又は補償金は支払われません。
- 保険金又は補償金が支払われたら、損害及び第 1 項の定めにより支払われた保険金又は補償金を超える損害については借受人又は運転者の負担となります。また、特約により第 1 項の限度額を変更した場合は、特約で定めた限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担となります。

5.当車が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。

- 第 1 項第 2 号に定める保険金又は補償金の免責金額に相当する損害については、特約をした場合を除いて借受人又は運転者の負担とし、
- レンタルバイクが車両保険に加入している場合であっても、借受人又は運転者に帰責事由のある事故等により、レンタルバイクに故障・破損等が生じた場合の賠償は、借受人又は運転者が全額負担するものとします。

第8章 / 貸渡契約の解除

第30条 (貸渡契約の解除)

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの理由、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタルバイクの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとする。

第31条 (中途解約)

- 借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、別途定める規定に該当するときは除き、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとします。中途解約手数料＝[(貸渡契約期間に対応する基本料金)－(貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金)]×50%

第9章 / 個人情報

第32条 (個人情報の提供先)

当社は、弊社加盟店及び業務提携会社に対し個人情報を提供します。また、借受人又は運転者はこれを承諾するものとします。

第33条 (個人情報の利用目的)

- 当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
 - 道路運送法第80条第1項に基づきレンタルバイクの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
 - 借受人又は運転者に対し、レンタルバイク、中古車その他の当社が取り扱う商品・サービスに関する契約管理(契約に基づく権利行使・義務履行サービス提供などを含む)
 - レンタルバイク、中古車、その他の当社が取扱商品・サービス、各種イベント、キャンペーン等に関する宣伝広告物の送付、Eメール送信等による案内。
 - 貸渡契約の締結に際し、貸受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び審査を行うため。
 - 当社の取扱扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上を目指すため。借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。個人情報を統計的・集計・分析し、個人を識別し特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
- 第 1 項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第34条 (個人情報の登録及び利用の同意)

- 借受人又は運転者は、第 33 条の利用目的で個人情報を利用することに同意するものとします。
- 借受人又は運転者は、利用車種グレード、用途、借受開始日時等の、レンタルバイクの借受に関する情報、及び借受人または運転手の氏名、住所、電話番号等の個人情報と、当社と業務提携契約を結んだ会社から提供することに同意します。提供された個人情報は借受人又は運転者へ商品、サービス等についての情報提供することや、商品企画・開発、あるいは、当社のお客様対応についてアンケート調査を実施すること等に利用するものとします。
- 借受人または運転者は、自己に関する個人情報の開示を請求できるものとし、当社が保有する個人情報が一々正確または誤りであることが判明した場合には、速やかに訂正または削除に応じますものとします。

第10章 / 雑則

第35条 (租税)

この約款に基づく借受人又は運転者に対する金銭債権があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債権とすべて相殺することができるものとします。

第36条 (消費税)

借受人又は運転者は、この約款に基づき取引に課せられる消費税(地方消費税を含む)を当社に対して支払うものとします。

第37条 (差延損害金)

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第38条 (邦文約款と英文約款)

邦文約款と英文約款の内容に相違があるときは邦文約款によるものとします。

第39章 総則

- 当社は、この約款の細則を別に定めることができるとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとする。
- 当社は、別に細則を定めたときは、当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表又はホームページ等にこれを記載するものとします。これを改定した場合も同様とします。

第40条 (合意管轄裁判所)

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴願のいかに問わず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審とします。

附則

本約款は、平成27年7月1日から実施します。

違法駐車をしないようご注意ください

- 放置駐車違反の確認標準**が取り付けられたら、
- 直ちに、その地域を管轄する警察署に相談し、所定の手続きを完了**してください。警察から弊社に連絡があった場合、申告いただいた連絡先にご連絡いたします。
- 直ちに、反則金の納付を完了**してください。
- 確認のためご返却時に、交通反則告知書と領収印のある納付書・領収証書等の書類を**営業所員にご提示**ください。ご返却時に、交通反則告知書と領収印のある納付書・領収証書等のご提示をいただけない場合（反則金の納付が確認できない場合）は次の金額をお預かりいたします。

10,000円

※この場合、バイクレンタルの返却後に反則金を納付し、交通反則告知書と領収印のある納付書・領収証書をその営業所にご提示いただくことによりお預かりいたしました全額をご返却いたします。

事故が発生した場合

キズやへこみの大小、相手の有無にかかわらず事故扱いとなりますので、直ちに運転を中止し、